

心身障害者福祉

手当などの支払

○20歳以上65歳未満で、心身につきのいずれかの程度の障害を有する手帳の交付を受けた方が対象です。

①身体障害者手帳で1級から4級の交付を受けている方

②愛の手帳で1度から4度の交付を受けている方

③脳性マヒまたは進行性筋萎縮性を有する方

【都制度】

・月額 1万5500円

身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1〜3度の方など

【町制度】

・月額 1万6000円

身体障害者手帳3級および愛の手帳4度の方

【町制度】

・月額 6400円

身体障害者手帳4級の方

*ただし、所得制限があります。

○精神障害者保健福祉手帳

1級または2級の交付を受けている方

【町制度】

・月額 5000円

◎令和5年12月〜令和6年3月分を4月15日に指定の口座へ振り込みます。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83・2777

第十二回特別弔慰金が支給されます

戦没者の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日において公務扶助料や遺族年金などを受け取らない場合に、額面27万5千円、年5万5千円で5年償還の記名国債が支給されます。(支給要件あり)

請求手続きは福祉保健課で行ってください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83・2777

東京都福祉保健局生活福祉部計画課

☎03(5320)4077

地域ささえあいボランティア事業

ささボラ(地域ささえあいボランティア)事業は、高齢者、障害者などで外出することが困難な方へ、医療機関の送り迎えや買い物、援助する有償ボランティア事業です。

ささボラを利用したい方(利用会員)、ささボラにご協力していただける方(協力会員)は、事前に登録が必要になります。

事業について詳しく知りたい方、登録をされたい方は、ご連絡ください。

※問い合わせは、奥多摩町地域ささえあいボランティアセンター(社会福祉協議会) ☎83・3855

救急医療情報キットを支給しています

町内在住の65歳以上の方で、一人暮らしの方、高齢者のみでお住まいの方または日中や夜間に独居となる方を対象に、救急時に必要な医療情報をあらかじめ保管しておくことができる「救急医療情報キット」を無償で支給しています。

この「救急医療情報キット」は、あらかじめ所定の用紙に、住所・氏名・年齢の他、既往歴・かかりつけ医療機関・緊急連絡先などを記入し、所定の保管場所(冷蔵庫)に常備して、万一の救急時の適切な医療活動を支援するためのものです。

ご希望の方は福祉保健課にお問い合わせのうえ、申請書を提出してください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83・2777

高齢者緊急通報システム 協力員活動報償費の支払い

高齢者緊急通報システムの協力員として活動されている方に対し、令和6年度分(令和6年4月から令和7年3月分)の活動報償費を支払います。

【金額】 担当されている利用者1名につき月額500円(年度満額6000円)

○年度途中に協力員となられた方には、担当されている緊急通報システム利用者が機器を設置した月の分より支払います。

○年度途中で機器を撤去された利用者の協力員には、撤去された月の分まで支払います。

*4月25日(金)に指定の口座へ振り込みます。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83・2777

